

医療的ケアが必要なお子さまと ご家族のためのサポートガイド



まえがき

荒川区では、医療的ケア児等地域コーディネーターの配置や、留守番看護師派遣事業の対象拡充、保育施設での受入体制の整備など、医療的ケア児への支援に取り組んでいます。

このガイドは、医療的ケア児に関する申請・相談先や各種事業を簡単に知ることができるよう、冊子にまとめたものです。

お子さまやご家族が、安心して生活できるよう、このガイドを役立てていただけたら幸いです。

サポートガイドのご使用に当たって

○事業内容につきましては、令和6年10月1日現在で作成しました。その後、事業内容の変更などがある場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、詳しい事業内容については、担当窓口にお問合せください。

○区役所へのお問合せは

代表電話（3802）3111にお掛けの上、問合せする担当課・係または内線番号を交換手にお伝えください。

もくじ

医療的ケア児等に関する相談窓口一覧	1
医療費助成・手当等事業一覧	3
医療費の助成	3
乳幼児・子ども・高校生等医療費助成	
ひとり親家庭等医療費助成	
心身障害者医療費助成（マル障）	
育成医療（自立支援医療）	
難病等の医療費助成	
未熟児養育医療給付	
小児慢性特定疾病医療費助成	
更生医療（自立支援医療）	
各種手当	5
児童手当	
児童扶養手当	
児童育成手当（育成手当）	
児童育成手当（障害手当）	

特別児童扶養手当	5
心身障害者福祉手当	
障害児福祉手当	7
重度心身障害者手当	
特別障害者手当	
共済・年金	7
心身障害者扶養共済制度	
障害基礎年金	
外出支援	9
移動支援	
福祉タクシー利用券	
自動車燃料費の助成	
リフト付自動車利用助成事業	
難病患者通院費助成	
日常生活の支援	9
東京都在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	
重症心身障がい児者等留守番看護師派遣事業	11
医療的ケア児等家庭家事サポート事業	
補装具の交付と修理費の支給	
日常生活用具・住宅設備改修費の給付	
理美容サービス	
紙おむつ購入費等の助成	
寝具洗濯乾燥消毒	
日常生活の支援（障害福祉サービス・障害児通所支援）	13
訪問看護・訪問リハビリ	13
障害者手帳	13
保健所による支援について	15
保育園について	16
小・中学校について	16



医療的ケア児等に関

医療的ケア児全般に関すること

相談内容	担当	連絡先
医療的ケアに関する相談	医療的ケア児等地域コーディネーター	03-3801-8060 (メールアドレス: kikan.main@solatio.biz)

【区役所代表電話03-3802-3111】

障がいや難病に関すること

相談内容	課	係	連絡先
障害福祉・児童福祉サービス、手帳の取得について	障害者福祉課	相談支援係	内線2685
医療費助成や手当について	障害者福祉課	障害サービス係	内線2691
難病について	障害者福祉課	こころの健康推進係	内線2692

発育や健康に関すること

相談内容	課	係	連絡先
発育や発達、育児について	健康推進課	保健相談担当	内線432
医療費助成について	健康推進課	健康推進係	内線433
	保健予防課	感染症予防係	内線430

子育て・保育・就園就学に関すること

相談内容	課	係	連絡先
医療費助成や手当について	子育て支援課	子育て給付係	内線3816
児童発達支援について	心身障害者福祉センター (荒川たんぼぼセンター)		内線414
保育園について	保育課	入園相談係	内線3825
区立幼稚園・学校について	教育センター	特別支援教育係	内線3335
学童クラブについて	児童青少年課	事業支援係	内線3834

する相談窓口一覧

主な内容	場所
医療的ケア児等を各々の発達段階や状態に応じて、病院や訪問看護ステーション、幼稚園保育園や学校、福祉サービス事業所など、関係機関と連携し、チームでサポートします。 電話や訪問、オンラインでご相談に応じます。お気軽にご相談ください。	心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター) 2階

主な内容	場所
居宅介護・児童発達支援などのサービスの利用について、留守番看護師派遣事業、医療的ケア児等家庭家事サポート事業 など	本庁舎1階
心身障害者医療費助成(マル障)、心身障害者福祉手当 など	
難病等の医療費助成 など	

主な内容	場所
保健師・栄養士・歯科衛生士などによる相談、東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業 など	がん予防・健康づくりセンター2階
未熟児養育医療給付、小児慢性特定疾病医療費助成 など	
育成医療(自立支援医療) など	北庁舎1階

主な内容	場所
乳幼児・子ども・高校生等医療助成、ひとり親家庭等医療助成、児童育成手当、特別児童扶養手当 など	本庁舎2階
発達に関する相談、個別訓練の実施、療育支援 など	心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)
入園に関する相談、居宅訪問型保育事業 など	本庁舎2階
入園・入学に関する相談 など	教育センター
利用に関する相談 など	本庁舎2階

医療費助成・手当等事業一覧

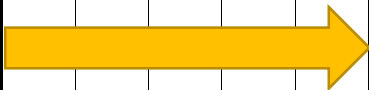
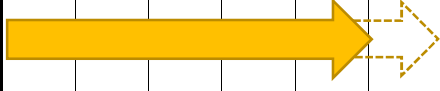
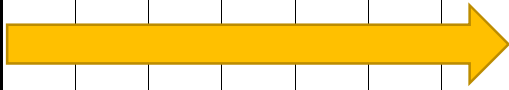
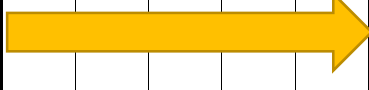
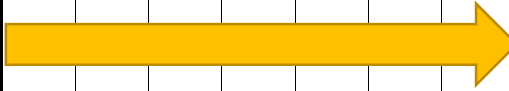
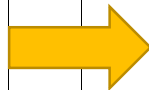
医療費の助成

※お子さまの状態のほか、所得による制限があるものや重複して受けられないものがあります。

名称	対象	内容
乳幼児・子ども・高校生等医療費助成	健康保険に加入している、0～18歳（18歳に達する日以後の3月31日まで）の子ども	健康保険を使って医療機関にかかった際、保険診療の自己負担分を助成。
ひとり親家庭等医療費助成	18歳に達した日の属する年度の末日までの対象児童（中度以上の障がいのある方は20歳未満）を養育している方で、次のいずれかに該当する方 ・ひとり親家庭の母又は父 ・両親がいない児童などを養育している養育者	健康保険を使って医療機関にかかった際、保険診療の自己負担分の一部又は全部を助成。 ・住民税課税世帯：1割負担 ・住民税非課税世帯：自己負担なし
心身障害者医療費助成（マル障）	申請時で65歳未満で、以下のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1・2級（内部障がいは3級も含む） ・愛の手帳1・2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級	健康保険を使って医療機関にかかった際、保険診療の自己負担分の一部又は全部を助成。 ・住民税課税世帯：1割負担 ・住民税非課税世帯：自己負担なし ※乳幼児・子ども・高校生等医療費助成が優先され、併給はできません。
育成医療（自立支援医療）	18歳未満で、身体障がいがあり、現存する疾患を放置すると、将来において障がいを残すと認められる方で、手術等によって確実な治療の効果が期待できる方	指定医療機関で受ける手術等について、保険診療の自己負担分の一部を助成。 ・自己負担は原則1割、ただし、所得に応じた1か月あたりの負担上限額があります。
難病等の医療費助成	対象となる国又は都の指定する難病に罹患し、医療費助成の認定基準を満たしていると認定された方	認定された難病に係る保険診療の自己負担分の一部を助成。 ※小児慢性特定疾病医療費助成が優先され、併給はできません。
未熟児養育医療給付	出生時体重が2,000グラム以下又は、一定の基準に該当すると医師が認めた乳児（0歳児）	指定の医療機関に入院した場合に、保険診療の一部を助成。所得による自己負担あり（ただし、この費用の全部又は一部は子ども医療証で対応可）。
小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満で、小児慢性特定疾病医療費医療費支給制度の対象疾患に罹患し、疾病ごとの認定基準に該当する方（18歳到達時点において、本事業の対象の方で引き続き治療が必要な方は20歳まで延長可能）	認定された疾病に係る保険診療の自己負担分の一部を助成（入院時の食費は1/2を助成）
★更生医療（自立支援医療）	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方	身体障がい者の方が、障がいの程度を軽くしたり取り除いたり、又は進行を防ぐことが可能な場合、その医療を助成。

18歳以上から対象となる事項には ★ を付けています。

詳細は各担当へお問い合わせください。

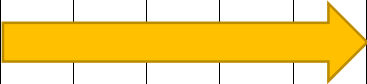
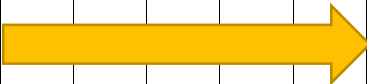
所得制限の有無	申請時期	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳～	20歳～	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
なし	出生後すみやかに									P55
あり	受給資格該当後すみやかに								子育て支援課 子育て給付係 内線 3816・3817	P54
あり	手帳交付時、転入時、所得超過解消時、18歳到達時								障害者福祉課 障害サービス係 内線2691	P50
あり	随時 原則入院、通院前								保健予防課 感染症予防係 内線430	P53
なし	受給資格該当後すみやかに								障害者福祉課 こころの健康 推進係 内線2692	P51
なし	出生後すみやかに									なし
なし	受給資格該当後すみやかに								健康推進課 健康推進係 内線433	P52
あり	治療を行う前								障害者福祉課 相談支援係 内線2685	P52

各種手当

※お子さまの状態のほか、所得による制限があるものや重複して受けられないものがあります。

名称	対象	内容
児童手当	高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもを養育している方	手当額(月額) ・3歳未満 第1・2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳以上高校生年代まで 第1・2子:10,000円 第3子以降:30,000円 ・大学生年代(18歳年度末～22歳年度末まで) 子の数のカウントのみ
児童扶養手当	18歳の年度末までの子(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等	手当額(月額)※令和6年11月分から ・第1子:45,500円～10,740円 ・第2子以降加算:10,750円～5,380円
児童育成手当 (育成手当)	18歳の年度末までの子を養育しているひとり親家庭等	手当額(月額)13,500円
児童育成手当 (障害手当)	心身に一定程度(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度等)の障がいがある20歳未満の児童を養育している方	手当額(月額)15,500円
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母又は養育者 1.身体障害者手帳1級から3級程度(下肢機能障害の一部のみ、4級で対象になるものがあります。) 2.愛の手帳1度から3度程度 3.上記1,2と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障がいのある方 4.重複障がいにより該当する方(複数の障がいがある場合、個々の障がいの程度により上記より軽度な場合でも該当となることがあります。)	手当額(月額) ・1級(重度)55,350円 ・2級(中度)36,860円
心身障害者福祉手当	次のいずれかの条件に当てはまる方 1.身体障害者手帳1・2級の方(20歳以上) 2.愛の手帳1度から3度までの方(20歳以上) 3.脳性まひ又は進行性筋萎縮症の方及び区指定の難病の方(20歳以上) 4.身体障害者手帳3級の方 5.愛の手帳4級の方 6.精神障害者保健福祉手帳1級の方 7.指定の難病の医療費助成を受けている方 8.指定の小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方	手当額(月額) ・左記1～3:7.8:15,500円 ・左記4～6:9,500円 ※保護者が児童育成手当(障害手当)を受給している場合は対象外となります。

詳細は各担当へお問い合わせください。

所得制限の有無	申請時期	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳～	20歳～	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
なし	誕生日から15日以内								子育て支援課 子育て給付係 内線 3816・3819	なし
あり	受給資格該当後すみやかに									P43
あり	受給資格該当後すみやかに									P45
あり	受給資格該当後すみやかに									P44
あり	受給資格該当後すみやかに									P42
あり	手帳交付時、転入時、所得超過解消時、20歳到達時								障害者福祉課 障害サービス係 内線2691	P40

各種手当（つづき）

※お子さまの状態のほか、所得による制限があるものや重複して受けられないものがあります。

名称	対象	内容
障害児福祉手当	20歳未満で精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※各種手帳を取得していなくても可	手当額(月額)15,690円
重度心身障害者手当	次のいずれかにあてはまる方 1.重度の知的障がいがあり、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の精神症状を有する方 2.重度の知的障がいがあり、重度の身体障がい重複している方 3.重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障がいの方	手当額(月額)60,000円
★特別障害者手当	20歳以上で精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※各種手帳を取得していなくても可	手当額(月額)28,840円

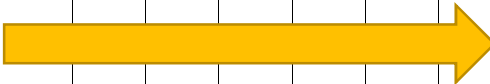
18歳以上から対象となる事項には ★ を付けています。

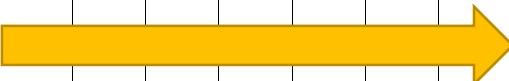
共済・年金

名称	対象	内容
心身障害者扶養共済制度	・加入者(障がい者の保護者)の年齢: 65歳未満 ・障がい者本人の手帳 1. 知的障がい者 2. 身体障がい者(1～3級) 3. 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が1又は2と同程度の方	障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納め、保護者が死亡又は重度障がいと認められた場合、障がい者に終身一定額の年金を支給。 【掛金】 1口9,300円～23,300円 (年齢によって異なります) ※生活保護世帯、住民税非課税世帯等は掛金の減額制度があります。 【支給額】 月額20,000円(加入1口あたり)
★障害基礎年金	病気やけがによって障がい者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになった方	【1級】 1,020,000円 【2級】 816,000円 ※障害者手帳の等級とは基準が異なります。

18歳以上から対象となる事項には ★ を付けています。

詳細は各担当へお問い合わせください。

所得制限の有無	申請時期	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳～	20歳～	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
あり	随時								障害者福祉課 障害サービス係 内線2683	P39
あり	随時									P39
あり	随時							P38		

所得制限の有無	申請時期	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳～	20歳～	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
なし	随時								東京都扶養共済 事務センター 電話03-3344- 8633	P48
初診日が 20歳になる 前の場合、 制限あり	原則、20歳の誕生日の前日から(初診日によって異なる可能性があります)								国保年金課 国民年金係 内線2411	P47

外出支援

※お子さまの状態のほか、所得による制限があるものや重複して受けられないものがあります。

名称	対象
移動支援	区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ①屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者等(同行援護の対象とならない利用に限る) ②身体障害者手帳1級～3級に該当し、両上肢及び両下肢機能の障がいの有する方又はこれに準ずる方 ③愛の手帳の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は自立支援医療(精神通院医療)の対象となっている方 ⑤区内の特別支援学級、通所施設又は都内の特別支援学校等に通っている方 ※介護保険該当者は介護保険のサービスが優先されます。
福祉タクシー利用券	区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳 下肢又は体幹機能障がい 1～3級 ②身体障害者手帳 視覚障がい 1・2級 ③身体障害者手帳 上肢機能障がい 1級 ④身体障害者手帳 内部障がい 1～3級 ⑤愛の手帳 1・2度 ※福祉タクシーと自動車燃料費助成の併給は不可
自動車燃料費の助成	
リフト付自動車利用助成事業	次の要件に該当する方 ①身体障害者手帳の障がい程度が下肢又は体幹機能障がいの1・2級の方で、次のいずれかに該当する方 ・電動車いす(簡易電動車いすを除く)又はリクライニング型など特別仕様の車いすを使用している方(原則として、補装具として支給決定していること) ・愛の手帳1・2度にも該当する重度の重複障がい者で、常時車いすを使用している方 ②身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方で、ストレッチャーで移動する必要がある方 ③医療的ケアを日常的に受けている方で、常時車いす等を利用している方
難病患者通院費助成	区が指定する特殊疾病を有しており、難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、東京都単独難病医療費助成又はその他の難病医療費助成を受けている方(申請中の方はご相談ください) ※福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成の受給者は対象外

日常生活の支援

名称	対象
東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	在宅で生活をする重症心身障害児(者)、医療的ケア児の方(18歳未満で医療的ケアがなくなった場合、若しくは18歳に達した場合は対象外)

詳細は各担当へお問い合わせください。

内容	所得制限の有無	申請時期	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
社会生活上必要な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。家庭状況、生活状況により、必要に応じて時間数を決定します。	なし	対象該当時、転入時	障害者福祉課 相談支援係 内線2685	P59
4月を基準に、1年間分としてまとめて福祉タクシー利用券を交付 46,800円分のタクシー券/年(3,900円/月)	あり	手帳交付時、 転入時、 所得超過解消時等		P61
3か月あたり10,500円を限度として助成	あり			P63
区が指定する運送事業者のリフト付自動車の利用にあたって、対象者に以下の利用券を交付 ①リフト付自動車車いす利用券及びストレッチャー利用券(予約料、介助料及び車椅子・ストレッチャー利用料助成) ②リフト付自動車専用券(運賃助成3,900円/月)	なし	対象該当時、転入時	障害者福祉課 障害サービス係 内線2693	P64
通院するために利用したタクシー料金の一部を助成 4か月あたり15,600円を限度として助成	あり	対象該当時、転入時	障害者福祉課 障害サービス係 内線2691	P62

内容	所得制限の有無	申請時期	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
訪問看護師を派遣。健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談などの支援を行います。週1回3時間以内。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時まで(祝日、年末年始除く)。原則1年以内。 費用:無料(主治医の指示書に係る費用は利用者負担)	なし	随時(必要時は入院中から可)	健康推進課 保健相談担当 内線432	P54

日常生活の支援（つづき）

※お子さまの状態のほか、所得による制限があるものや重複して受けられないものがあります。

名称	対象
重症心身障がい児者等留守番看護師派遣事業	次の要件をすべて満たしている方 ①18歳に達する日の前日までに、次のいずれかに該当した方 ・愛の手帳の1度又は2度、身体障害者手帳の1級又は2級（下肢機能障がいもしくは体幹機能障がいに限る）を取得した方 ・別に定めるいずれかの医療的ケアを日常的に受けている方 ②医療保険等による訪問看護を利用している方、又は利用を予定している方 ③在宅で生活している方
医療的ケア児等家庭家事サポート事業	日常生活を営むために医療を要する状態にある児者や、重症心身障がい児者等と暮らす児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育する家庭
補装具の交付と修理費の支給	身体障害者手帳の交付を受けた方又は難病患者の方 ※所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあり ※令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。
日常生活用具・住宅設備改修費の給付	身体障害者手帳の交付を受けている方、難病患者又は医療的ケア児等 ※要件は品目によって異なります。例えば、非常用のポータブル電源等は「災害時個別支援計画」の策定が必要です。
理美容サービス	65歳未満で下肢・体幹に係る身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の方で常に寝たきりの方
紙おむつ購入費等の助成	3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の交付を受け、おむつを常時必要とする方
寝具洗濯乾燥消毒	65歳未満の身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の方で次の各号のいずれかに該当する方 ①寝たきり状態のため、寝具の洗濯乾燥を必要とする場合 ②ひとり暮らしであって、障がいのため寝具の洗濯乾燥が困難な場合 ③家族の介護が十分に得られず寝具の洗濯乾燥が困難な場合

詳細は各担当へお問い合わせください。

内容	所得制限の有無	申請時期	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
自宅へ留守番看護師を派遣 ※令和7年4月からの利用時間数・上限 利用時間数:1回2時間から4時間までの30分単位 利用時間上限:1年度につき最大288時間 費用:無料	なし	随時	障害者福祉課 相談支援係 内線2685	P74
簡単な家事の援助を行うホームヘルパーを自宅に派遣 利用回数:26時間/月(医ケア児ひとり当たり)まで 利用時間:午前7時～午後8時、1回につき3時間まで ※但し、利用日時は事業所の対応可能な日時 費用:無料	なし			P75
身体機能をおぎない、職業その他日常生活の向上を図るため、一定の基準により補装具の交付と修理に対する費用を支給 費用:原則かかった費用の1割(一定の負担上限額があります)	なし	用具購入、設備改善実施の前 (すでに購入・実施済みのものは対象外)		P56
在宅の心身障がい者(児)、難病患者又は医療的ケア児等の日常生活を容易なものとするため、一定の基準により用具・住宅設備改修を給付 例:ネブライザー、酸素吸入装置、ポータブル電源等 費用:原則かかった費用の1割(一定の負担上限額があります)	なし			P57
理美容券の交付により、居宅で理美容師の訪問サービスを受けられます。利用の際、自己負担が発生します。 ・本人の住民税が課税の場合 2,000円 ・本人の住民税が非課税の場合 1,000円	なし	対象該当時、転入時		P69
区内の薬局又は介護用品店で利用できる13,000円(月額)の紙おむつ購入券を給付(入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない方には、13,000円(月額)を限度としておむつ代の助成) ・費用:助成額の1割の自己負担があります。	なし			P70
回数:原則として月1回(毛布や布団などを毎月1回乾燥消毒、また、年1回水洗いサービス) 費用:寝具の洗濯乾燥にかかる費用の1割(生活保護受給者は自己負担なし)	なし			P71

日常生活の支援（障害福祉サービス・障害児通所支援）

医療的ケア児とご家族が安心して自宅で生活するために必要な支援をご紹介します。

※主に医療的ケアが必要なお子さま、重症心身障がいのあるお子さまに対応できるサービスを

名称	内容
居宅介護	居宅での入浴・排せつ・食事の介護や通院の介助等を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの場合、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団支援への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団支援への適応訓練を行います。

訪問看護・訪問リハビリ

内容
看護師がご自宅を訪問し、主にお子さんの体調管理や看護ケア(※)を行います。 その他、お子さんの状態に合わせた生活上の工夫や日々の困り事の相談にも応じます。 また、医師が必要と認めた場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが訪問しリハビリテーションを行います。 ※看護ケア…病状観察、人工呼吸器の管理、在宅酸素、経管栄養、吸入・吸引などの医療的ケア、入浴介助などの清潔ケア、排便、授乳介助などの日常生活の援助、リハビリ指導など。

障害者手帳

一部のサービスを利用するためには障害者手帳の取得が必要です。

手帳を申請する時期については、お子さんの状況によって異なります。申請には、主治医の診断

種類	対象
身体障害者手帳	身体に障がいのある方 ・視覚障害 ・聴覚又は平衡機能障害 ・音声・言語又はそしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)
愛の手帳 (療育手帳)	知的障がいのある方
精神障害者 保健福祉手帳	精神疾患を有するひとのうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に障害がある方(発症後6か月以上経過している方)

紹介しています。

申請の流れ		問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
1	相談 …区役所又は相談支援事業者に相談します。	障害者福祉課 相談支援係 内線2685	P22～34
2	申請 …現在の生活や障がいの状況についての調査（アセスメント）が行われます。		
3	計画案作成 …相談支援事業者又は申請者（保護者等も含む）が、サービスの利用計画案を作成します。		
4	認定・通知 …サービスの支給量が決定すると、受給者証が交付されます。		
5	事業者と契約…サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。		
6	サービス利用…サービスの利用を開始します。相談支援事業者は、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います（モニタリング）。		

利用の流れ	相談先
ご利用にあたっては、主治医の「訪問看護指示書」が必要です。医療的ケア児は、状態や必要に応じて基本的に1回30分～90分の訪問看護を、週に3回まで利用することが認められています。ただし重い疾患を抱える医療的ケア児の場合は医師の指示のもと、毎日の利用も可能な場合があります。	主治医や病院のソーシャルワーカーにご相談ください。

書や意見書が必要になりますので、まずは主治医にご相談ください。

程度	問い合わせ先	6年度障がい者のしおり
1～6級	障害者福祉課相談支援係 内2685	P20～21
1～4度		
1～3級	障害者福祉課こころの健康推進係 内2688	

保健所による支援について

保健師・栄養士・歯科衛生士による相談

お子さんやご家族の健康や発達、育児や食事の悩みなどの相談を行っています。お子さんが入院中からご自宅へ戻ってからも成長発達を支援します。困ったことや不安に思ったことなどご相談ください。



赤ちゃんが生まれたら

新生児訪問(赤ちゃん訪問)	予防接種(個別通知制)	乳幼児健診(個別通知制)
すべてのお子さんに対して助産師又は保健師がお自宅にお伺いしています。出産子育て応援交付金事業、バースデイサポート事業などとも連携しています。	定期予防接種は2か月になる時から開始となりますので、対象になる方に接種票をお送りしています。接種時期などは主治医とご相談ください。	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診など対象の方にご案内をお送りしています。ご都合がつかない場合はお気軽にご相談ください。

子育てに関する相談・講座

保健所ではさまざまな相談や講座を行っています。まずはお気軽にご相談ください。

ママのこころの相談	子育てに伴う悩みを一人で抱えず相談してみませんか。精神科医師による相談を予約制で行っています。お電話でご相談、ご予約ください。パパからのご相談も受けています。
I・スペース(あい・スペース)	1歳6か月くらいまでのお子さんを持つ、お母さんが対象です。私を主語に「つぶやき」「ぼやき」を話してみませんか。聞いているだけでもOKです。予約制なので、まずはお電話ください。
小さく生まれた赤ちゃんの会	2,000g未満で出生した赤ちゃんのための相談や講座を行っています。

保健所は、小児慢性特定疾病医療費助成や東京都の在宅重症心身障害児等への訪問看護指導事業などの窓口でもあります。各事業の詳細は荒川区ホームページをご覧ください。又は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 健康推進課保健相談担当 内線432

産科医療特別給付事業について(日本医療機能評価機構からのお知らせ)

産科医療補償制度の個別審査で補償を受けられなかったお子さまが申請できます。出生時の脳性まひで、①～③の基準を全て満たすと給付対象となります。申請期間は2029年12月31日までとなりますので、詳細は下記の専用コールセンターへお問い合わせください。

①	出生年	在胎週数・出生体重の基準
	2009～2014年	28～33週未満の出生 または 33週以上で2,000g未満の出生
	2015～2021年	28～32週未満の出生 または 32週以上で1,400g未満の出生

②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

③身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

問い合わせ先 日本医療機能評価機構 産科医療特別給付事業専用コールセンター
0120-299-056 受付時間:午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始除く)

保育園について

荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんの保育ができるように、医療的ケア児保育・居宅訪問型保育を含む支援制度があります。保育園入園を希望する児童において、慢性疾患等で医療的ケアが必要と思われるなど健康上の心配がある場合はご相談ください。

※医療的ケア児保育・居宅訪問型保育の利用をご希望の際は、問い合わせ先まで必ずご相談ください。実施園(事業者)及び定員に限りがあるため、利用希望者全員が医療的ケア児保育・居宅訪問型保育を利用できることを確約するものではありません。

申請の流れ

<医療的ケア児保育>



<居宅訪問型保育>



問い合わせ先 保育課入園相談係 内線3825

小・中学校について

医療的ケア児が地域の学校等で安心して教育を受けられるように、看護職員を配置するなど、医療的ケアを安全に実施するための体制整備を行います。原則、医療的ケア児1人につき看護職員1名を在籍校に配置します。実施する医療的ケアの内容や頻度は、医師の指示書を基に決定します。

対象	区立幼稚園又は区立小中学校に在籍しており、以下の全てに該当する方 ①学校生活時間と同様の時間帯に、保護者、訪問看護師等が日常的に実施している医療的ケアであること。 ②主治医による医療的ケア実施指示書があること。 ③就学相談委員会(医療的ケア児相談部会)での検討を経ること。 ④個別対応プランについて、対象児の保護者、主治医及び指導医の合意があること。
相談の流れ	①教育センター特別支援教育係に就学相談の申し込みをします。 ②就学相談の結果、区立学校等への就学が決定した後、医療的ケアに関する申請書、主治医による指示書等を提出します。 ③実施する医療的ケアや看護職員の配置時間等について決定後、具体的な支援内容や配慮事項について、保護者の方や就学希望校と相談しながら決定していきます。

問い合わせ先 教育センター特別支援教育係 内線3334・3335
6年度障がい者のしおり P98



医療的ケアが必要なお子さまと
ご家族のためのサポートガイド

令和7年3月発行

登録(06)0105号

発行・編集 荒川区福祉部障害者福祉課庶務係
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話 03(3802)3111(代表) 内線 2681
FAX 03(3802)0819